平成２８年（フ）第１０８号
新潟市中央区天神２丁目137－７　第一コーポやすらぎ105号室、住民票上の住所新潟県村上市坂町3602番地１
債務者　鈴木　友香
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２８年（フ）第１０３号
山梨県北杜市武川町三吹2161番地１　市営武川団地　Ｉ－３
債務者　山本みすず
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１０４号
山梨県甲府市住吉３丁目18番２号　パティオ・ジマＢ　203号室、住民票上の住所山梨県甲府市住吉３丁目18番２号　パティオジマＢ
債務者　鈴木　栄一
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第１１８号
山梨県甲斐市西八幡1819番地１　メゾンＡＹＡ203
債務者　中澤美千代
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後４時45分
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第４６号
長野市大字富竹1059番地３　ユーハイツ302
債務者　山口　俊彦
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第８９号
三重県津市久居北口町551番地２
債務者　片岡　健司
１　決定年月日時　平成28年５月18日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
津地方裁判所破産係

平成２８年（フ）第５９号
滋賀県近江八幡市出町917番地１（201号）、前住所滋賀県近江八幡市桜宮町211番地１（201号）
債務者　武井　純子（旧姓細谷）
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後１時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
大津地方裁判所彦根支部

平成２８年（フ）第８５号
兵庫県川西市栄町７番６－203号
債務者　岡田こと　姜　　正
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所伊丹支部破産係

平成２８年（フ）第１３４号
兵庫県姫路市網干区津市場731番地１　県住２－502
債務者　藤本　信之
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１３５号
兵庫県姫路市網干区坂上386番地　ブエナビスタ姫路ウエスト103号
債務者　藤本　　翼
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１４４号
兵庫県神崎郡市川町神崎52番地の１　６号棟、従前の住所兵庫県神崎郡市川町屋形1043番地の33
債務者　石田　温美（旧姓山田）
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５７号
兵庫県加古川市尾上町口里284番地の２
債務者　山本　英樹
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１５８号
兵庫県加古川市尾上町口里284番地の２
債務者　山本　千愛
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１６０号
兵庫県赤穂市加里屋2185番地６　秀恵荘203、従前の住所兵庫県赤穂市上仮屋南1194番地６
債務者　梅中　淳一
１　決定年月日時　平成28年５月17日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２８年（フ）第１００号
奈良市横井１丁目614番地の１　93号
債務者　岡田　逸勢
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
奈良地方裁判所

平成２８年（フ）第１０６号
奈良市南京終町７丁目535番地の２　木村住宅106号
債務者　久保田麻紀
１　決定年月日時　平成28年５月16日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成28年７月19日まで
奈良地方裁判所